

# 特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘重要事項説明書

(2024年8月1日現在)

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口・担当者

電話 0439-87-5077

担当 生活相談員 山崎 洋子  
介護支援専門員 多田 なつ美

## 2 特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘の概要

### (1) 事業所

事業者名	特別養護老人ホーム 望みの門 紫苑荘
所在地	千葉県富津市富津617番地14
介護保険指定番号	介護老人福祉施設(千葉県1273100147)

### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	－	運営管理	1名
医師	医師	－	1名	医療	1名
生活相談員	社会福祉主事	1名	－	相談	1名
栄養士	管理栄養士	1名	－	献立・調理管理	1名
	栄養士	－	－		
看護職員(正・准)	看護師	3名 (内1名兼務)	1名	健康管理	4名 (内1名兼務)
機能訓練指導員	看護師	兼務1名	－	機能訓練・機能維持	兼務1名
理学療法士	理学療法士	－	1名	機能訓練・機能維持	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	兼務1名	－	サービス計画	兼務1名
事務職員		1名	－	事務業務	1名
看護・介護職員	看護師	3名 (内1名兼務)	1名	看護業務	4名 (内1名兼務)
	介護福祉士	11名 (内1名兼務)	－	介護業務	11名 (内1名兼務)
	2級修了者	2名	2名	介護業務	4名
	その他	3名	－	介護業務	3名
調理員・その他		－	4名	調理その他	4名

#### <配置職員の職種>

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 …利用者の日常生活上の介護及び健康保持の為の相談助言等を行います。

看護職員 …主に利用者の健康管理や療養上の支援、日常生活上の介護介助等も行います。

介護支援専門員…利用者の係わる施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

管理栄養士…管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

## (3)事業所の設備の概要

定員 50名

長期入所居室	従来型個室	10室 1室 12.25 m <sup>2</sup> 以上	医務室, 静養室	各1室
	4人部屋	10室 1室 34 m <sup>2</sup>	食堂兼リハビリ室	合計 261.6 m <sup>2</sup>
短期入所居室	従来型個室	2室 1室 12.25 m <sup>2</sup> 以上	浴室	一般浴室(各1)、特殊浴室(1)
	2人部屋	4室 1室 21.55 m <sup>2</sup> 以上		

## 3. 利用できる方(基準)

- ・ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方  
ただし、著しい精神障害および問題行動のため医療処遇が適当な方を除く
- ・ 居宅において適切な介護を受けることが困難な方
- ・ 介護保険証をお持ちで「要介護区分」が原則「要介護3」～「要介護5」と認定された方
- ・ 入院加療を要する病態でないこと。また、他利用者に感染させる恐れがある伝染性疾患を有しないこと
- ・ 特例入所基準に適合し、入所判定委員会にて判定された場合

## 4. サービス内容

## 基本サービス

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事(朝食 8:00～9:00、昼食 12:00～13:00、夕食 18:00～19:00)  
朝食 445 円、昼食 500 円、夕食 500 円 合計 1,445 円
- ③ 入浴(週 2 回)※入浴できない場合は、清拭等での対応
- ④ 排泄支援
- ⑤ 機能訓練(機能維持、減退防止の機能訓練)
- ⑥ 生活相談(施設生活内での様々なことに対応)
- ⑦ 健康管理(看護師、介護員にて対応)
- ⑧ 特別な食事の提供(毎月第3水曜日、誕生会昼食時)
- ⑨ 介護保険更新代行
- ⑩ 日常費用支払い代行(預かり通帳より支払)
- ⑪ 所持品保管(現金、装飾品、刃物類、※①電化製品以外)  
※①個室又は二人部屋のみテレビ設置可能
- ⑫ レクリエーション
- ⑬ 洗濯等

## 利用料金

## 1割負担

## ① 多床室 (所得に応じて減額があります)

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	732円	1,445円	915円	3,092円
要介護度4	802円	1,445円	915円	3,162円
要介護度5	871円	1,445円	915円	3,231円

## ② 従来型個室(所得に応じて減額があります)

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	732円	1,445円	1,231円	3,408円
要介護度4	802円	1,445円	1,231円	3,478円
要介護度5	871円	1,445円	1,231円	3,547円

## 2割負担

## ① 多床室

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	1,464円	1,445円	915円	3,824円
要介護度4	1,604円	1,445円	915円	3,964円
要介護度5	1,742円	1,445円	915円	4,102円

## ② 従来型個室

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	1,464円	1,445円	1,231円	4,140円
要介護度4	1,604円	1,445円	1,231円	4,280円
要介護度5	1,742円	1,445円	1,231円	4,418円

## 3割負担

## ① 多床室

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	2,196円	1,445円	915円	4,556円
要介護度4	2,406円	1,445円	915円	4,766円
要介護度5	2,613円	1,445円	915円	4,973円

## ② 従来型個室

	利用料金	食費(3食)	居住費	1日あたり利用料金
要介護度3	2,196円	1,445円	1,231円	4,872円
要介護度4	2,406円	1,445円	1,231円	5,082円
要介護度5	2,613円	1,445円	1,231円	5,289円

**加 算**

下記加算については、要件を満たした場合、自動的に加算されます。

・初期加算	30 円/1 日
・療養食加算	6 円/1 回
・個別機能訓練加算 (I)	12 円/1 日
・個別機能訓練加算 (II)	20 円/1 月※I と II は併算可
・日常生活継続支援加算	36 円/1 日
・看護体制加算 I	6 円/1 日
・看護体制加算 II	13 円/1 日
・栄養ケアマネジメント未実施減算	14 円/1 日減算
・栄養マネジメント強化加算	11 円/1 日
・再入所時栄養連携加算	400 円/1 回
・配置医師緊急時対応加算	650 円/1 回(早朝・夜間)
	1300 円/1 回(深夜)
・生活機能向上連携加算	200 円/1 月
	(個別機能訓練加算算定時は 100 円/1 月)
・排泄支援加算 I	10 円/1 月
・排泄支援加算 II	15 円/1 月
・排泄支援加算 III	20 円/1 月
・褥瘡マネジメント加算 I	3 円/1 月
・褥瘡マネジメント加算 II	13 円/1 月
・口腔衛生管理加算 I	90 円/1 月
・口腔衛生管理加算 II	110 円/1 月
・在宅サービスを利用した時の費用	560 円/1 日
・身体拘束廃止未実施減算	10%/1 日減算
・サービス提供体制強化加算 I	22 円/1 日
・サービス提供体制強化加算 II	18 円/1 日
・サービス提供体制強化加算 III	6 円/1 日
・安全管理体制未実施減算	5 円/1 日減算
・安全対策体制加算	20 円 (入所時に 1 回)
・高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 円/月
・高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 円/月
・外泊時費用	246 円/1 日
・退所時情報提供加算 (II)	250 円/回
・看取り加算(I)	72 円/(死亡日以前 31~45 日)
	144 円/(死亡日以前 4~30 日)
	680 円/ (死亡日の前日・前々日)
	1,280 円/ (死亡日)
・看取り加算(II)	72 円/(死亡日以前 31~45 日)
	144 円/(死亡日以前 4~30 日)
	780 円/(死亡日前々日・前日)
	1,580 円/(死亡日)
・介護職員等処遇改善加算	詳細加算要件にて

## 加算内容一覧表

加算名	料金	要件
初期加算	30 円/1 日	① 入所者については、指定介護老人福祉施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から 30 日間に限って、1 日につき 30 単位を加算 ② 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、再入所から 30 日間に限って、1 日につき 30 単位を加算
療養食加算	6 円/1 回	① 利用者の病状等に応じて、主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づいて食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること
個別機能訓練加算 (I)	12 円/1 日	① 常勤専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置 ② 入所者ごとに個別訓練計画を作成し計画に基づき計画的機能訓練を行っている
個別機能訓練加算 (II)	20 円/1 月	個別機能訓練加算 (I) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
日常生活継続支援加算	36 円/1 日	※新規入所者の内 (前 6 か月または 12 か月) ① 要介護度 4 または 5 の入所の割合が 70%以上 ② 認知症日常生活自立度Ⅲ以上が 65%以上 ③ たん吸引等が必要な入所者の割合が 15%以上 (入所者中) ④ 介護福祉士を常勤換算方法で、入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置していること (利用者 6 名に対して介護福祉士 1 名以上配置) ①②③のいずれかの要件を満たしなおかつ④の要件を満たした場合、算定可
看護体制加算 (I)	6 円/1 日	①入所定員が 31 人以上 50 人以下であること ②常勤の正看護師を 1 名以上配置していること
看護体制加算 (II)	13 円/1 日	① 入所定員が 31 人以上 50 人以下であること ② 常勤の看護師 (正・准含む) を常勤換算方法で利用者 25 名に対して看護師 1 名以上配置していること。尚、(I、II) は、条件を満たしていれば同時に請求可能
栄養ケアマネジメント未実施減算	14 円/1 日減算	① 常勤の管理栄養士又は、栄養士を 1 名以上配置。 ② 栄養ケアマネジメントは、入所者毎に行われるケアマネジメントの一環として行い低栄養状態のリスクに関わらず原則として入所者全員に対して実施 ③ 栄養ケア計画を作成し、入所者又は家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント実施する事 「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規程
栄養マネジメント強化加算	11 円/1 日	① 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 名以上配置し、給食管理を行っている場合は 70) で除して得た数値以上配置すること ② 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、栄養管理士、看護師等が共同して制作した、栄養計画に従い、食事の観察 (ミールラウンド) を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること

		<p>③ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合には早期に対応すること</p> <p>④ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</p>
経口維持加算	400 円/1 月	原則 6 月とする算定期間の要件を廃止する
再入所時栄養連携加算	400 円/1 月	<p>① 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に 1 回限り算定できる</p> <p>② 栄養マネジメント加算を算定していること</p>
口腔衛生管理加算 I	90 円/1 月	<p>口腔衛生管理加算について CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用による更なる PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける</p> <p>① 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合</p> <p>② 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行っている場合</p> <p>③ 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</p> <p>④ 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談などに必要に応じ対応した場合</p>
口腔衛生管理加算 II	110 円/1 月	口腔衛生管理加算 I の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
生活機能向上連携加算	200 円/1 月 又は 100 円/1 月	<p>① 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、介護老人福祉施設などを訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い、個別の訓練計画を作成すること</p> <p>② 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること</p>
排せつ支援加算 I	10 円/1 月	<p>以下の要件を満たすこと</p> <p>① 排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 6 月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用していること</p> <p>② ①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること</p> <p>③ ①の評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入所者等ごとに支援計画を見直ししていること</p>

排せつ支援加算Ⅱ	15 円/1 月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・施設入所時等と比較して、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること
排せつ支援加算Ⅲ	20 円/1 月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・施設入所時等と比較して、排便・排尿の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/1 月	以下の要件を満たすこと ① 入所等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所等ごとの状態について定期的に記録していること ④ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/1 月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと
配置医師緊急時対応加算	650 円/1 回 1300 円/1 回	早朝・夜間の場合 深夜の場合 ① 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で具体的な取り決めがなされていること ② 複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応出来る体制を確保していること ③ 上記の内容につき、届け出を行っていること ④ 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること ⑤ 早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、診療を行う必要があった理由を記録すること
身体拘束廃止未実施減算	10%/1 日 減算	身体的拘束などの適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする ① 身体的拘束などを行う場合にはその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ② 身体的拘束などの適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ③ 身体的拘束などの適正化のための指針を整備すること ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束などの適正化のための研修を定期

		的に実施すること
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 円/1 日	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士 80% ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上 上記に加え、サービスの質の向上に資する取り組みを実施していること
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 円/1 日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/1 日	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上
安全管理体制未実施減算	5 円/1 日減算	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が以下のとおり講じられない場合 ①事故防止発生のための指針の整備 ②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の設備 ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
安全対策体制加算	20 円(入所時に 1 回)	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること ※将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円/月	・感染症法第 6 条第 17 項に規定する第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること
外泊時費用	246 円/1 日	①入所者が入院又は外泊した場合 ① 1 月に 6 日を限度
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 円/1 回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回に限り算定する。
看取り加算(Ⅰ)	72 円/1 日	①死亡日以前 45～31 日 看取りの介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと(通知) ・看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する(告示) 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。 施設サービス作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること



	<b>144 円/1 日</b>	①医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断して入所者について、本人及び家族とともに医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、看取りに関する話し合い、同意、意思確認等の協議を行い決定後、開始とする②医療機関入院後翌日から算定不可 ③死亡日以前 4～30 日
	<b>680 円/1 日</b>	①死亡日の前日・前々日
	<b>1,280 円/当日</b>	①死亡日 ②療機関入院当日であれば算定可
看取り加算(Ⅱ)	<b>72 円/1 日</b> <b>144 円/1 日</b> <b>780 円/1 日</b> <b>1580 円/1 日</b>	死亡日 45 日前から 31 日前 死亡日 30 日前から 4 日前 死亡日前々日、前日 死亡日 アにおける要件のうち、1～4に示した医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合に算定する (アにおける要件の 1～4) ① 入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされていること ② 複数名の配置医師を置いていること、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応出来る体制を確保していること ③ 上記の内容につき、届け出を行っていること ④ 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	<b>14.0%</b>	事業所内の経験・技能のある職員を充実 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上の配置していること
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	<b>13.6%</b>	総合的な職場環境改善による職員の定着促進 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	<b>11.3%</b>	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	<b>9.0%</b>	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 ・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) の 1/2 以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善 (職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等

**食費・居住費**

食費(所得に応じて減額があります)

1日(3食) 1,445 円

居住費

多床室(2人以上部屋)(所得に応じて減額があります) 1日あたり 915 円 下図参照

従来型個室 1日あたり 1,231 円 下図参照

	食費(日額)	居住費(日額)	居住費(日額)
	多床室・従来型個室	多床室	従来型個室
第1段階 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者	300 円	0 円	380 円
第2段階 ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方(遺族年金、障害年金は非課税年金となり、課税年金収入額には含まれません)	390 円	430 円	480 円
第3段階① ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方(遺族年金、障害年金は非課税年金となり、課税年金収入額には含まれません)	650 円	430 円	880 円
第3段階② ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方(遺族年金、障害年金は非課税年金となり、課税年金収入額には含まれません)	1360 円	430 円	880 円
第4段階 ・上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方	1,445 円	915 円	1,231 円

**その他の料金**

- ① お祝食食事代別途請求 540 円 (ご家族1食 1,000 円)毎月第3水曜日のみ
- ② 行政手続き代行費 実費(介護保険更新以外)
- ③ 健康管理費 実費(インフルエンザ予防接種料など)
- ④ クラブ活動費 1回 50 円
- ⑤ 預り金管理料 月額 1,000 円
- ⑥ 買い物代行料 実費、代行費用 1回 500 円
- ⑦ 口腔ケア代 1ヶ月 600 円
- ⑧ 散髪代 1回 1,500 円
- ⑨ 個人持込電気器具代(テレビ) 1ヶ月 1,500 円
- ⑩ 記録等、複写にかかる費用 1枚 20 円
- ⑪ 遠足などの外出 片道 1,840 円(往復 3,680 円)  
※有料道路利用の場合は実費徴収致します。  
(上記のほか、レクリエーション費用などは自己負担になります。)

## 6. 預かり金について

主旨は次によります

(1) 毎月の利用料の支払い

(2) 通院等による病院への支払い

(3) ご本人の希望による購入品などの支払い(お菓子類、新聞、薬、歯磨きセット、外食など)

これらの支払いについて、本人名義の預金口座(君津信用組合富津支店)を開設して頂きます。上記については、「預かり金管理委託契約書の締結」、預金口座からの引き落としについての「代理権授与証書の締結」を行い、また請求領収書の管理、預金残高等については報告を定期的に行います。

(4) 基本料金の軽減措置

・当施設では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の申し出を行い、所得の低い方に対する減免制度を実施しています。また、市町村が実施する「高額介護サービス費」による軽減措置もあります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

(5) 支払方法

月ごとの清算とし毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに別途定める「預り金契約」に基づいてお支払いいただきます。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

## 7. 入退所の手続き

(1) 入所の手続き

当施設に来所にて入所申込の手続きをして頂きます。その後入所判定委員会にて検討後、上位の方からのご案内になります。

※「健康診断書」の提出が必要です。感染症等がありますと入所をお断りすることがあります。

(2) 退所手続き

① 利用者の都合で退所される場合…退所する日の30日前までに文書でお申し出ください。

② 自動終了…以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要介護度 2 以下に認定された場合(要支援 1.2、要介護度 1.2)

・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも拘らず30日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は退所していただく場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・利用者が病院または診療所に入院し、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない場合を除き退院後再び入所出来るようにします。退院後に再度入所を希望される場合はお申し出ください。

・やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この時は契約終了30日前までに文書で通知いたします。

・介護老人福祉施設契約書の取り交わしの際は、代理人(身元引受人)及び連帯保証人の来荘をお願い致します。印鑑をご持参ください。

## 8. 当事業所のサービスの特徴等

## (1) 運営方針

当法人の障害者および老人等、保護や援助を必要とされる方々への 60 年にわたる福祉活動の実践を基盤とし「利用者本位」を尊重し運営しています。

## (2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	全体研修 年 10 回、個別研修 年 1 回以上
サービスマニュアル・作業要領の作成	あり
身体拘束	原則禁止

## (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 ……………面会簿にご記入ください。【面会時間】午前9時～午後5時
  - ・ 食品の持込み ……………食品等の持込は、事故防止のため、必ず職員に渡して下さい。  
賞味期限記載の物のみ持ち込み可能です。  
(生ものは期限が記載されていても5～9月までは不可)
- |                           |
|---------------------------|
| ※生ものと判断する物<br>加熱されていない魚/肉 |
|---------------------------|
- ・ 外出・外泊 ……………ご家族の付き添いが必要です。(事前届け出書必要)
  - ・ 設備・器具の利用 ……………一定の管理の範囲で自由です。
  - ・ 金銭・貴重品の管理 ……………居室には鍵のかかる保管場所はありません。  
原則ご自分の責任において自由ですが、御相談下さい。
  - ・ 所持品の持ち込み ……………身の回り品・タンスもかまいません。事前にご相談下さい。
  - ・ 施設外での受診 ……………協力病院への通院は行います。
  - ・ その他 ……………当法人はキリスト教精神により運営しております。
  - ・ 刃物類 ……………持込禁止
  - ・ 写真 ……………個人ファイル、行事等での様子を掲示する為に使用します。
  - ・ 名札 ……………居室入口表札、入浴時に使用します。

## 9. 緊急時の対応等

容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかに連絡いたします。

## 協力医療機関

医療機関名称	医療法人社団栄陽会 東病院
所在地	千葉県富津市大堀 2114 番地

## 10. 災害・感染症対策

## ① 災害時対策

- ・ 防災時の対応 …………… 地域の消防組織、警察組織等との日常的な連携
- ・ 防災設備 …………… 煙、熱感知器の設置 スプリンクラー消火栓の設置
- ・ 防災訓練 …………… 年間3回以上の訓練、定期的に職員への周知徹底
- ・ 防火責任者 …………… 山崎 洋子

## ② 感染症対策

- ・ 委員会の開催
- ・ 研修の実施(年 2 回以上)と感染症発生時のシミュレーションの実施

## 11. サービス内容に関する相談・苦情

- ・事業所ご利用者相談・苦情窓口 電話 0439-87-5077
- ・その他当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 電話 043-254-7428

## 12. 第三者による評価の実施状況

第三者による実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

## 13. 持ち物の準備 【持ち物全てに油性マジックでお名前を記入して下さい】。

- ・下着類は、なるべく綿製品でお願いします。
- ・毛糸類は施設での洗濯は困難ですのご家族でクリーニングに依頼してください。
- ・ハサミ、剃刀などの刃物類は、事故防止のため持ち込み禁止とさせて頂いております。  
(必要な場合は、施設の物品を貸出し致しますので職員にお尋ねください。)

## 14. 入所日当日について

- ① 入所日・入所時間・・・原則として(月)～(金)の10時～14時とします。
- ② 入所日には身元引受人のご同行をお願いします。
- ③ 月1回以上の面会をお願いします。ご利用者の精神・健康状態により面会を要請することがありますのでご協力ください。
- ④ 入所者の施設サービス計画を作成するため、入所時と、以後継続的に年に2回、さらに状態に変化があった場合、ケアカンファレンスを実施いたします。ご家族の参加要請をいたしますのでご協力ください。

## 15. 長期入所提出物一覧

- ① 君津信用組合富津支店普通預金口座通帳
  - ② 口座届出印 1 個 (他に使用の無いものをご準備ください)
  - ③ 健康保険証
  - ④ 介護保険証
- 以下に付きましては対象の方は提出してください。

- ① 介護保険特定負担限度額認定証(食費・居住費の減額)
  - ② 特定疾患医療受給者票
  - ③ 医療の限度額適用・標準負担額減額認定証
  - ④ 障害者手帳・療育手帳
  - ⑤ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
  - ⑥ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減
- ※住所変更届される方は入所後にお問い合わせください。施設住所:富津市富津617-14

## 16. 入所生活リスクについて

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による事故の恐れがあります。
- ・当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから転倒、転落による事故の可能性がります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常の対応で容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血がしやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等により、急変、急死される場合もあります。

- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設看護師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
  - ・高齢者の体力は、減退し認知症は進行するため、著しい症状の変化を認めることもあります。
- ※当施設では、利用者が快適な入所生活を送れますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者に身体状況や病気により、上記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

#### 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人ミッドナイト・ミッションのぞみ会  
代表者役職・氏名 理事長 木下 宣世  
本部所在地・電話番号 千葉県富津市川名1436番地  
0439-87-9381

#### 定款に定めた事業

##### 第一種社会事業

- ・女性自立支援施設望みの門学園の設置経営
- ・養護老人ホーム望みの門楽生園の設置経営
- ・特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘の設置経営
- ・特別養護老人ホーム望みの門富士見の里の設置経営
- ・就労継続支援事業望みの門新生舎の設置経営

##### 第二種社会事業

- ・宿泊所東京望みの門の設置経営
- ・居宅短期入所事業望みの門ショートステイサービス
- ・居宅短期入所事業特別養護老人ホーム望みの門富士見の里(短期入所)
- ・居宅介護等事業望みの門ホームヘルプサービス
- ・知的障害者グループホーム

##### 公益事業

- ・居宅介護支援事業望みの門在宅サービスセンター

年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会  
特別養護老人ホーム望みの門紫苑荘 印

所在地 千葉県富津市富津617番地の14

説明者 生活相談員 山崎 洋子 印  
介護支援専門員 多田 なつ美 印

私は契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印